

平成 2 2 年度予算編成方針

1 はじめに

平成 2 1 年 9 月 1 6 日特別国会において、先の衆議院議員選挙の結果を受けて新政権が発足したところである。

新政権は、マニフェストに掲げた市民生活や市政運営に大きく関わる様々な政策を実行しようとしている。また、新政権における政策の財源を確保するため、平成 2 1 年度の補正予算の一部を凍結することも検討している。

今後、国の新たな補正予算や平成 2 2 年度予算編成に伴い、新制度等への対応を求められることも考えられる。

平成 2 2 年度予算編成の示達に当たって、各部局においては、国の動向を十分に注視し、情報収集に努めるとともに、市民生活への影響を想定し編成されるようお願いする。

なお、今回示達する内容については、現時点でのものであり、今後、国の動向等により変更する可能性があることを申し添える。

2 本市の財政状況

本市においては、行財政改革の取組みを進め多くの成果をあげ効果的な財源配分により市民満足度の向上を図ってきたところであるが、平成 2 0 年度決算における歳入では、市税収入が人口増等による微増にとどまっている。

平成 2 1 年度の市税は、平成 2 0 年度の経済不況の影響をまともに受け、つくばエクスプレス沿線整備等の影響による人口増などがあるものの減少に転じるおそれが非常に大きい。

また、地方交付税、地方消費税交付金、自動車取得税交付金が大幅に減収となり、今後も歳入全体として伸びを見込むことは極めて困難な状況にある。

一方、歳出では、生活保護費などの扶助費は依然として増加傾向を示している。

また、今後、つくばエクスプレス沿線の各種関連事業を積極的に展開していく必要があるほか、健康施策の推進、子育て環境の整備や地

球温暖化対策に関する事業など、あらゆる分野における事業が目白押し
の状況である。

このような状況から、財政調整積立基金からの繰入金や臨時財政対
策債の発行により収支均衡を図っているところである。

さらに、例年9月補正時には、財政調整積立基金の取崩しを一部止
め、基金に戻していたところであるが、平成21年度は極めて異例
な措置として逆に取崩しを追加したところであり、平成21年度は、
平成20年度以上に財政調整積立基金からの繰入れを行わなければな
らないことが懸念され、財政状況はこれまでになく厳しい状況にある。

しかしながら、市に対する住民の期待・要望は高まっており、日々
生まれる新たな行政課題に的確に対応し、市民一人ひとりの生活を守
っていかねばならない行政の責務は非常に重いものとなっている。

こうした認識に立ち、本市のあるべき姿、進むべき方向を後期基本
計画（平成22年度～平成31年度）において策定しているところ
であるが、同計画の初年度である平成22年度の予算編成においては、
次に掲げる考え方に沿って取り組むものとする。

3 予算編成の基本方針

(1) 基本的な考え方

ア 今後、国の動向を見極める必要があるものの、市の重要課題に
対応するため、後期基本計画に位置付けられた事業をはじめ全事
務事業の検証（廃止、見直し、再構築）を更に深め、予算編成作
業に着手する。

イ 極めて厳しい財政状況の中、非常に困難な予算編成を行うこと
となるが、本市が置かれた財政状況について、全職員、とりわけ
部課長が正しく認識することにより、平成22年度の予算編成が
可能となる。

(2) 予算編成の視点

ア 後期基本計画※に基づく各施策の積極的な展開

※ 平成22年度は後期基本計画の初年度であることから、平成
22年度の予算内容は、原則として同計画と整合したものとす
る。

イ 後期基本計画の平成22年度に位置付けされた事業については、既に施策主管課長の下、優先度評価を行い、事業査定を終了していることから、位置付けられた事業をより効率的・効果的なものとするため、予算要求に当たっては再度事業の精査に努めることとする。

(3) 自治基本条例と予算編成

流山市自治基本条例における「基本理念」や「目指すまちの姿」を念頭におき、市民参加条例の策定や情報公開条例の見直し、市民との協働等、市民自治の確立に配慮した予算とする。

(4) コスト意識をもった予算編成

コスト意識を持ち、先例にとらわれることなく、積極的に事業の見直しを進め、議会はじめ市民の理解、共感が得られる内容とすること。具体的には次のような視点に立って予算編成を行うこと。

- ・ 必要性：行政が担う必然性が本当にあるか
- ・ 効率性：投入される全ての財源（人的資源を含む。）に見合う成果が見込めるか
- ・ 有効性：期待する効果を最大限発揮できる手法か
- ・ 優先性：上記観点を踏まえた上で、平成22年度に実施することについて、さらに他事業よりも優先度が高いか

(5) 予算要求基準及び予算規模

ア 予算要求基準

※ 現時点での基準であり、今後、国の動向、後期基本計画との整合により変動があり得る。

政策的経費 (政策事業)	「流山市後期基本計画」(平成22年度～平成31年度)において、平成22年度に位置づけられている事業のみ予算要求するものとし、位置づけされた設定額を上限とする。(別途通知予定)
-----------------	---

<p>経常的経費 (経常事業)</p>	<p>各部局の平成21年度当初予算額及び補正予算額の事業費から2.0%を削減した額とする。</p> <p>削減基準額については、別途通知する。</p>
-------------------------	---

※ 事業区分：当初予算の事業区分については、現時点での区分とするが、要求後、整理する予定

イ 予算規模

経済情勢や国の動向、後期基本計画を見極めつつ、編成過程において最終決定

(6) 的確な見積り、十分な精査

当初予算は、通年予算として編成するもので出来る限り年間の所要額を的確に見積り、年度途中における補正、流用の必要がないように要求すること。

また、要求額の算定に当たっては、執行（見込）額や事務量の増減につながる要因を考慮に入れ、多額の不用額や不足額を生じることがないように注意すること。

さらに、事業者から徴した見積金額のみに頼ることなく、見積りの条件、実施方法の妥当性などについても十分に精査すること。

なお、見積りについては、必ず市外1社を含め3社以上から徴すること。

(7) 実施可能な計画、繰越の防止

会計年度独立の原則を堅持し、適正な事業の実施が可能となるよう計画を立て要求することとし、安易に繰越しをすることのないように注意すること。

(8) 財源の確保

市税等の徴収率の向上をはじめ、各種自主財源の確保はもちろんのこと、国庫支出金等の特定財源の確保についても、職員一人ひとりがアンテナを高くして情報を収集するほか、様々な方法で検討、模索して、財源の確保に全力で取り組むこと。

政権交代を背景に、地方行財政改革が大きな変容の時期を迎えて

いることから、これまで以上に国、県の予算編成動向を注視し、的確な予算対応を図ること。国、県からの財政支援が減少する事業については、事業の見直しの好機ととらえ、先例にとらわれることなく柔軟な思考をもって対応すること。

また、市民のためにどうしても継続しなければならない事業についても、国、県からの財政支援の減少分を市の単独費で肩代わりすることが選択肢であると即断することなく、あらゆる機会を通じて国、県への要望を行い、必要な財源確保について積極的に行動すること。

(9) 特別会計、企業会計

特別会計、企業会計においても地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率（※1）及び新公会計制度による財務4表（※2）における、連結決算の考えを念頭に、前述の事項を踏まえ編成するとともに、事業内容を十分に精査し、健全な経営の確保と事業の計画的・効率的な運営に努めること。

（※1）新たな財政指標（平成19年度決算から）：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率

（※2）貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書

(10) 各種負担金については、各種協定や覚書、法令等、負担の根拠等について洗い直し、特に、県事業への負担金については、徹底的に精査すること。

(11) その他、予算編成上の留意事項は、別記を参照すること。